

平成 30 年第 2 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月1日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月1日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	飯田雅広	4番	石原裕介
	5番	水野智見	6番	戸谷裕治
	7番	伊藤俊一	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課	高塚 克己		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼健康推進課	佐藤 正浩
		介護支援課	戸谷 政司	環境課長	石原 己樹
		子ども課	舘林 久美	保険医療課	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼土木農政課	伊藤 光彦
		次長兼まちづくり推進課	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	福谷 光芳		
	上下水道部	次長兼下水道課	伊藤 和孝	水道課長	伊藤 和光
消防本部	消防長	伊藤 啓二	消防署長	後藤 邦彦	
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	8番	黒川 勝好	9番	中村 英子	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第31号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第32号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第33号 蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第34号 蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第35号 平成30年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第10 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第11 選任第1号 議会運営委員会委員の選任補充について
- 追加日程第12 承認第1号 蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第13 議案第34号 蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について

○議長 奥田信宏君

皆さんおはようございます。

平成30年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

最初に、私が平成30年1月6日から入院、療養させていただき、公務を欠席させていただくことになり、副議長の安藤議員を初め議員の皆様方には多大なるご配慮をいただきましたこと、ここに感謝を申し上げます。

また、町長さんを初め、理事者の方々にもご心配をおかけいたしました。

まだ完全とまではいきませんが、議長としての職に一層力を注いでいきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

続きまして、板倉浩幸君から葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

おはようございます。大変貴重な時間を頂戴いたしまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

先月のゴールデンウィーク明けの5月7日に母が亡くなり、5月9日通夜、5月10日に告別式を行いました。大変ご多忙中にもかかわらず、議員の皆様、また、理事者側の皆様に多数ご参列いただき、心から感謝申し上げます。

また、これから、これで私も父、母を亡くしまして、頑張ってやっていきたいと思っております。

また、今まで以上に議員の皆様、また、理事者の皆様にご指導いただけますよう心からお願いをいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

次に、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次自己紹介の発言を許します。

○総務部長 岡村智彦君

自己紹介した。

○消防長 伊藤啓二君

自己紹介した。

○政策推進室長 黒川静一君

自己紹介した。

○民生部長 寺西 孝君

自己紹介した。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

自己紹介した。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

自己紹介した。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

自己紹介した。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

自己紹介した。

○介護支援課長 戸谷政司君

自己紹介した。

○消防署長 後藤邦彦君

自己紹介した。

○安心安全課長 高塚克己君

自己紹介した。

○水道課長 伊藤和光君

自己紹介した。

○環境課長 石原己樹君

自己紹介した。

○子ども課長 舘林久美君

自己紹介した。

○保険医療課長 不破生美君

自己紹介した。

○会計管理者兼会計管理室長 福谷光芳君

自己紹介した。

○議会事務局長 小島昌己君

自己紹介した。

○議長 奥田信宏君

本日の欠席の届けは、浅野総務部次長から、けがの治療入院のため会議を欠席したい旨の申し出がありましたのでご報告をいたします。

お手元に議会運営委員会報告書が配付をされております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員にタブレットの持ち込みを許可いたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参加者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名いたします。

ここで、去る5月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

それでは、去る5月24日木曜日の午前9時より開会いたしました議会運営委員会についてのご報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

1番目、会期の決定についてであります。

平成30年6月1日金曜日本日から6月21日木曜日までの21日間といたします。

2番目、議事日程についてであります。

議事日程につきまして、一覧表のとおりであります。本日6月1日金曜日午前9時より議案の上程をいたしまして、先議案件の審議、採決、終わりましたら全員協議会ということをお願いします。また、承認第1号と議案第34号につきまして、後ほど説明しますけれども、入ってまいりますのでお願いします。

4日月曜日午前9時より、本日終了できなかった場合におきまして、継続して開会をいたします。

7日木曜日ですが、午前9時より総務民生常任委員会を行います。付託案件の審査をお願いしております。議案第31号から議案第33号ということでございます。

同日の午後1時30分より防災建設常任委員会を開会されるということで、委員長より申し込みがありました。この議題につきましては、今後の空き家対策の取り組み等についてということでございます。

14日木曜日午前9時より一般質問を行います。また、一般質問終了後、これもいつものとおりであります。議会広報編集委員会を開催し、またその後、議会運営委員会を開催いたしまして、意見書等の取りまとめを行ってまいります。

15日金曜日午前9時ですが、14日に終了または開催できなかった場合に行ってまいります。

21日木曜日午前9時より委員長報告、議案審議、採決、閉会というふうになっておりますのでお願いいたします。

3番目、先議案件についてですが、先ほども申し上げましたように先議案件の2件につきまして、1番目は承認第1号といたしまして、「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、専決扱いでよろしいということを前定例会から言っておりましたので、それについての承認となります。

2番目といたしまして、議案第34号「蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について」、これにつきましても、承認と同じように2案件は本日追加日程を行いまして、審議、採決をしまいらす。

4番目ですが、防災建設常任委員会の所管事務調査についてであります。

ただいま申し上げましたが、6月7日木曜日午後1時30分より、今後の空き家対策の取り組みについての話し合いを行うということでございらす。

5番目ですが、会派名の変更についてであります。

平成30年5月18日付で飯田雅広君より会派名を民進党から新政あいちに変更する届け出が提出されました。これにつきましては、内容を協議する必要があると思いましたので、保留扱いとし、議長、議会運営委員会委員長、また、ご本人、また、事務局等で別途協議することといたしましたけれども、その協議を行う前にご本人より無会派の申し出がございらす。そのような経過がございらすましたが、その後の会派の取り扱いについては、議長から諸般の報告のところでお伝えしたいというふうにお思っております。

6番目、意見書等についてであります。

3月定例会以降に提出された1番から7番の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議いたします。1番から7番の意見書ですが、それぞれお目通しをいただきたいと思いらすのでお願いいたします。

7番目、その他です。

1番目といたしまして、議員互助会役員会及び議員互助会総会の開催についてということす。ちょっと互助会をやっておりませんでしたので、今議会において行いらす。日時は最終日の閉会後に行いまして、場所といたしまして会議室1で役員会を行いらす。その後、引き続き協議会室において総会を行いらす。これは、平成29年度の互助会の事業の報告及び収支決算についてということと、また、30年度の互助会の事業計画（案）、また、収支予算（案）についてということとございらす。

2番目ですが、議会報告会の開催についてであります。

例年やってまいりましたが、ことしも議会報告会を開催するということになりますが、日にちといたしまして、平成30年10月20日土曜日午後2時ということとございらす。受付は1時30分から開始しますけれども、10月の最終の土曜日をやってございらすが、ちょっと行事が重なっているということもありましたので、1週繰り上げをさせていただいておりますのでお願いいたします。場所といたしましては、同じく蟹江中央公民館の分館、産業文化会館の4階の大会議室において行いらす。

3番目、クールビスの実施についてであります。

5月1日から10月31日までのクールビス実施期間中は、本会議等においても軽装を励行し、ネクタイ着用は義務としないことといたします。例年行っておりますが、このように本年も

実行してまいります。

4番目です。

禁煙ですか、4番目。

(発言する声あり)

ちょっと失礼いたします。

4番目、禁煙ですか。

(「4番目は違う。一般質問」の声あり)

すみません。ちょっと失礼いたしました。

一般質問及び代表質問の原稿要約の提出期限についてですけれども、これは今議会から提出期限を変更するということではありますが、広報等の配布方法が変更される予定でありまして、それに伴い議会だよりの初稿日等も早まるため、これまで議会最終日となっていた一般質問及び代表質問の原稿要約の提出期限を今定例会より早めることとするということになります。

先日、当局から説明がありましたが、広報の配布と一緒に議会だよりの配布しておりますが、それがちょっとやり方が違ってくることということによりまして、日にちがちょっと難しいことがありますので、もう少し早めに要約をしてほしいということですので、それに合わせて早めることになってまいります。

5番目ですが、禁煙週間の取り組みについてであります。

町側から、5月31日の世界禁煙デーから6月6日までの禁煙週間を、庁舎敷地内禁煙として取り組むとの申し出がありました。議会においても協力をすることになりましたので、灰皿等置いてはございませんので、ちょっと皆様のご協力をお願いしたいと思います。ちょっと厳しい方もいらっしゃるかもしれませんが、お願いをしたいと思います。

以上が議会運営委員会の中身でございますので、以上ご報告とさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番黒川勝好君、9番中村英子さんを指名いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 「諸般の報告」を行います。

最初に、会派の解散についてであります。先ほど議会運営委員長から報告がありました。

とおり、5月18日付で飯田雅広君から会派名の変更についての届け出があり、その届け出については協議案件として保留をされておりましたが、去る5月25日には議会運営委員長宛てに口頭により無会派とする旨の申し出があり、5月28日付けで5月28日をもって会派を解散する旨の届け出がありましたので、私が受理をいたしました。

また、同日付で議会運営委員の辞任届が提出されましたので、ご報告をいたします。

この議会運営委員の辞任の取り扱いについては、委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得ることになっておりますので、本日、全ての案件終了後に追加日程により、議会運営委員の辞任について採決を行い、続いて、議会運営委員の選任補充についての採決を行いたいと思います。

なお、会派を解散されたこと及び無会派となることによる議席の変更はありません。

○議長 奥田信宏君

日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は21日間と決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第31号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

ちょっと1点だけお伺いしたいのですけれども、3月議会に国保税を県に納付する納付金として充てる条例が可決されておりますが、今回の議案なんですけれども、国保税の税率と軽減額を改める改正の上程だということなんですけれども、前回、3月議会の全協でも説明があったんですけれども、平均、見直して6.8%の引き上げを行いたいという説明だったんですけれども、今回この国保税率と軽減額を改める上程で、国保税の総額、これというのはどのぐらい税収を見込んでいるのか。増収なのか、減収なのか、多分増収だと思うんですけれども、それをちょっとわかりましたらそれだけ1点お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ご質問について答弁させていただきます。

ただいまの時点で所得割が確定しておりませんので、その点はご了承いただきたいと思えます。

現在、旧の税率でいきますと7億3,000万円程度のものが7億9,000万円程度に調定額が上がってまいるのではないかと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

まだ6月ぐらいじゃないと所得が確定しないということですけども、前年の所得でいくと7億3,000万円が、大体600万円ぐらいの税金を見込んでいるということで、わかりました。以上です。

(「6,000万円です」の声あり)

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第33号「蟹江町精神障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉浩幸君です。

これも多分総務民生常任委員会に付託されると思いますが、ちょっと1点だけ確認をしたいと思っております。

新旧対照表がちょっとわかりにくいですから、今回の改正と今の支給の範囲との違いをちょっと教えていただきたいと思うのですが、お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま本町が行っている精神障害者の医療につきましては、精神障害についての医療についてのみ限定で医療の無料化が図られているところではございますけれども、今回の改正によりまして、10月1日施行とさせていただいておりますけれども、精神医療のみならず全

科医療について、1級、2級の精神手帳をお持ちの方については全医療につきまして無料化を図るものでございます。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第34号「蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今回の入札ですけれども、ちょっと僕、わかりにくいものですから、もう少し詳しく。というのは、今回、失格とか失格判断調査ですか、いろんな言葉が入っておりますもので、もう少し詳しくお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、今回の入札方式、総合評価方式というものについてご説明します。

今までの一般競争入札とか指名競争入札の場合は、価格のみの評価となっております。

一方、この総合評価方式、これにつきましては、価格プラス品質・技術というところを総合的に評価いたします。価格だけで評価する落札方式とは異なり、技術力、信頼性が確保された業者と、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価いたします。価格と品質の両方を評価することにより、総合的にすぐれた調達が可能となる落札方式であります。

続きまして、ご質問にありました低入札調査基準価格についてご説明いたします。

入札書の内訳書、各項目ごとに予定価格の97%から55%で設定しておりまして、合計金額が予定価格の90%未満の価格、これが3ページの低入札調査基準価格3億6,155万8,080円となっております。

次に、失格判断基準価格について説明いたします。

入札書の内訳書、各項目ごとに予定価格の75%から30%で設定しております。合計金額が予定価格のおおむね68%未満の価格となっております。これにつきましては、3ページの失格判断基準価格となっております。この金額を下回った場合は失格となります。これにつきましては、一般競争入札における最低制限価格、予定価格の70%でございますが、これと同等となっております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

ちょっとよくわからんのですけれども、今の説明では。安かろう悪かろうではいかんというところで、いろいろ総合的な判断をされたと思うんですよ。ですけれども、この数字を見ておる範囲ですけれども、落札をされた三愛通信ですか、これと今の失格になった4社あるんですけれども、数字的にもほとんど違いもないもんですから、今の説明ちょっとよく理解ができませんのです。

余り安いと失格になっているのか、皆さんわかってみえるのかな、これ。ちょっとよく…
…本当に理解ができませんのですけれども、もう一度お願いします。

○安心安全課長 高塚克己君

先ほど申しましたとおり、失格判断基準価格、これにつきまして先ほど述べさせてもらいましたとおり、内訳書の各項目で金額設定がされております。その4つの項目につきまして、失格となる金額を設定しておりまして、失格となりました4社は、各項目ごとのどこかでその基準を下回っている入札価格だったということでございます。

○8番 黒川勝好君

そうすると、その中身がいっぱいあると思うんですけれども、その中の1個でも基準よりぐっと下がっておるやつが出てくると、失格になっちゃうわけなんですか。

(「はい、そうです」の声あり)

ということなんですね。今の説明はそうですね。

うまいこと今、落札したところは、うまいことその基準に一つもひっかからなかったから通ったと。

ということは、誰か教えるのかな、これ。書き方を教えるのかね、これ。こんな、ちょっとおかしいですよ、これ。じゃないかね。

まあ、それは僕らは現場を見ていないしあれですけれども、いろんなたくさん項目がある1つだけ、足切り点です。試験でいう足切りにひっかかったから、もう落第だということですよ、簡単に言うとそうだと思うんですけども、何ともよう言わんですけども、その点、またこれというのは入っていたよね。

(発言する声あり)

これ以上、僕も何とも言えませんが、ちょっとよくわかりません。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろご議論いただきました。

ちょっと複雑でわかりにくかったかと思いますが、もともと目的は、まずダンピング防止で、最低の価格は一定のラインを確保したいということで失格の判断基準を設けました。ですから、2億5,400万円を下回るとこれは全てアウトでありますので、その観点で上2段の2つと下2段の2つはその時点でまず失格であります。

あとは、議員がおっしゃっている失格判断調査というのがありまして、調査の基準の価格におさまったものの中で、先ほど言いました、例えば現場管理費等4つの項目を設けまして、その4つの項目のラインに乗っかっているかどうかの審査をしまして、それで1項目でも乗っかっていないと、これが失格となります。

この項目は、県が示しております一定のレベルの、例えば現場管理も含めて、この金額がないと適正な工事ができないというようなラインがありまして、そのラインを設けて判断基準を設けさせてやっていただいたものでありまして、これは、厳しい状況にあったと思います。確かにしっかりと我々も、安かろう悪かろうと議員がおっしゃったように、一定の価格も適正な価格を出しつつこれだけの額の防災行政無線デジタル化でございますので、しっかりと現場管理を含めてやってほしいという思いがありましたので、私どもも特殊なほうであります、特別簡易型といいまして、普通ですと総合評価を県も導入しておりますが、市町村ですとまだまだそこまで達していませんので、我々もそういうことを含めた上で特別の簡易型の総合評価方式を導入してやったということでもありますので、あくまでも適正な価格、適正な工事の品質、そしてでき上がりをしっかりとするための手段ということでご理解いただきたいと思っています。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

今のお話を聞いていましたんですけども、これまでにこの方法を導入されていることは何度もありましたですか。

○副町長 河瀬広幸君

今回は、蟹江町においては初めての導入であります。

○6番 戸谷裕治君

そこでわからなくなっているんじゃないの。僕ら、何にもそういう導入方法というのは、例えば誰かこういう表を見せていただくとか、いろんなものを見せていただかないと、さっぱりわからん、僕も。

これは、議会で議決すべきことなもので、その内容というのはやっぱりはっきりと皆さんにお示ししていかないと、ここがこうで、ここがこうだと、こういう導入をするに当たっては少し見せていただきたいです、表を。

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

今のお答え、どうですか。

○副町長 河瀬広幸君

今、この入札結果の3ページにございます。それが、例えば入札書に書かれた金額、そして技術評価点、そして評価値、そして備考としてトータルで失格、落札というのがございまして、技術評価点につきましては項目によって審査をした点数、そして、評価につきましては総合評点をつけたものでありまして、その細かい評価につきましては基本的には公表しておりますので、その資料をつけることは可能だと思います。それでよろしいでしょうか。

○6番 戸谷裕治君

今、副町長がおっしゃったように、細かいのを見せていただけませんか、一度。

(発言する声あり)

いや、それでも見ないよりましでしょう。見せていただかないと。わからん、わからんでは済ませちゃいけないもので、それを見せてください。我々でもそれを……

○2番 板倉浩幸君

本当にちょっとわかりにくい。

安かろう悪かろうじゃないんですけれども、失格判断価格より下回ると失格になっちゃうということなんですけれども、今の3ページでも、技術評価点と評価値とあるんですけれども、落札したところと同レベルで判断基準価格を下回っているために失格ということで、下のほうの扶桑電通とかそうなんですけれども、それがよくわからないんですよ。

落札価格を下回って、どこか一部ひっかかってだめということなんですけれども、もうちょっとその辺を、今、戸谷議員も申しましたように、もうちょっと、僕らも初めての、蟹江町でも初めて取り上げるということですので、入札方法を。もう少し、やはりちゃんと示していただかなければ、多分これ、追加日程できょう可決させるんだと思いますので、やはりもうちょっと詳しく説明とか追加資料をお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

言葉でのご説明になりますが、評価項目についてご説明差し上げます。

(発言する声あり)

○副町長 河瀬広幸君

資料はお出しします。

それと、先ほど板倉議員がおっしゃったのは、もともとは失格判断基準価格というのは、通常でいう最低制限価格と一緒にありまして、工事でいう。要するに、1億円の工事をやった場合に大体6,000万円を下回ると、これはもう失格ですよというような基準でありますので、それがまず第1点。それによって、もう4社については一定のレベルのものが確保できないということで失格というのがあります。

残りの3社につきましては、失格判断調査といたしまして、最低基準価格よりは上回っているんですけども、この範囲の中でのそれぞれの項目の審査項目に該当しない項目がありますと、それが失格になりますというような制度になっておりますので、それをあらわしている表についてはお出しできると思いますので、その資料をお出しさせていただくようにさせていただきます。

○13番 安藤洋一君

13番 安藤でございます。

今、品質を重要視するということは説明があつたんですけども、ということは、よく地域の方から話を聞くのは、聞き取りにくいとか全く聞こえやしんとかという苦情をよく聞いておったんですけども、そういったこともきめ細かく調査をして、きちっと施工して聞けるようにするというところまで、きちっとこの予算の中で盛り込まれておるわけですね。

○安心安全課長 高塚克己君

先ほどのご質問にお答えします。

聞き取りにくいというような声がよくあるということでございます。

今回の評価項目の中で、総合試験、設備ができた後にする試験でございますが、ここで実際にどのように聞こえるか、机上のシミュレーションではなくて、実際にどこまでどういった音量で聞こえるかというような実績がある業者を、評価項目として加点しております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

その中で、業者さんとか職員の皆さんだけでなく、ぜひともその地域の皆さんの声を聞いてほしいんです。地域の方がうちの中におって本当に聞こえとるのかどうか、そこまできちんとやらんと意味がないと思うんです。外で聞いてチェックしてオーケーという、そういうのではまずだめです。今、防音とかもきちっとしているので、そういったことも含めての予算になっておるのか、これはだめだでもう一遍やり直しでこれは追加ですとかというふうで、また別途追加予算とかと計上されると、また話が全然変わってくるので、その辺もきちっと押さえておるのかどうか。

○安心安全課長 高塚克己君

実際に中で聞こえるか聞こえないかということに関しましては、この試験を実施する前に、事前にそういったことをやりますよというお知らせを、業者のほうから全戸配布させる予定になっております。

そういったことで、住民の方に周知をさせていただきまして、お声をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

副町長、先ほどの返答は、資料を出すということですか。どれくらい……

それじゃちょっと……暫時休憩します。

(午前10時12分)

○議長 奥田信宏君

休憩を閉じて会議を始めます。

(午前10時15分)

○議長 奥田信宏君

今、質疑が出ておりました件につきましては、この後、先ほどの議会運営委員長さんの提案どおり、一緒に上げるんでなしに、1つ後でもう一遍上げようかということで、議会運営委員会の委員の選任をしてからもう一つ追加日程を上げようという、ちょっと順番を変えさせてもらいましたので、その間に資料を出していただくようにいたしましたので、よろしくお願いいいたします。

それでは、質疑は一応終結をいたします。

ただいま議題となっておりました議案第34号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第35号「平成30年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は精読とされました。
お諮りいたします。

諸般の報告でご説明いたしました「議会運営委員会委員の辞任について」、「議会運営委員会委員の選任補充について」、また、精読になっておりました承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の3件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3件を日程に追加し議題とすることに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

関係者を、地方自治法第117条の規定により、除斥の上採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、飯田雅広君の除斥を求めます。

(3番議員退席)

飯田雅広君から、会派民進党を解散する理由により、議会運営委員会委員を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りをいたします。

申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、飯田雅広君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

飯田雅広君の除斥を解きます。

(3番議員入場)

○議長 奥田信宏君

追加日程第11 選任第1号「議会運営委員会委員の選任補充について」を議題といたします。
提案説明を求めます。

○議会事務局長 小島昌己君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わりました。議会運営委員会委員の選任補充については、委員会条例第7号第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名をいたします。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。休憩の間に議会運営委員会委員の選任補充について、関係する伊藤俊一君、黒川勝好君、戸谷裕治君、飯田雅広君は調整を行ってください。

なお、休憩中に、戸谷介護支援課長、後藤消防署長、伊藤水道課長、石原環境課長、館林子ども課長、不破保険医療課長、福谷会計管理室長の退席を許可いたします。

(介護支援課長、消防署長、水道課長、環境課長、子ども課長、保険医療課長、会計管理者兼会計管理室長退席)

それでは、暫時休憩といたします。10時40分から再開といたします。

(午前10時26分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時42分)

○議長 奥田信宏君

追加日程第11 選任第1号「議会運営委員会委員の選任補充について」、戸谷裕治君を議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、戸谷裕治君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第12 承認第1号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますが、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり可決をされました。

○議長 奥田信宏君

先ほど、追加日程に入れませんでした議案第34号「蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について」の1件をこの際日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議ありません。それでは、議題にしたいと思います。

それでは、先ほど出ておりましたが、今のお手元に配られました資料をもとに質疑をしたいと思います。

では、とりあえず見て、とりあえず質疑を。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

とりあえず予定価格というのが4億円で組まれておるわけですね。それで、今回7社が大体2億5,000万円前後で入札を入れておるわけです。ですから、別にとんでも安いということではないと思うんです、この金額的に。

だから、蟹江町が出した見積価格というのがちょっとおかしかったんじゃないかなというふうに私は判断をさせていただきます。

ここの中で1個だけポンと安いところが出てくれば、これは本当に安かろう悪かろうという話になってくるんですけれども、この数字から見れば、2億5,000万円前後で入札が入っておるわけですから、これは決して悪い業者でもないと思うし、一般的な数字だと思う。

ただ、今回はちょっと名前が変わって、特別簡易総合評価方式という入札のやり方をされたということで、いろいろ項目別で、今、ペケとかマルとかなっておるんですよ。

それで、今、この入札を落としたところだけは、うまくこれをすり抜けておるわけですよ。それで、一定の金額より下のところはもうだめだということで、失格にもなっておるんですけれども、落札したところだけ計算しますと、1万8,000円弱ですよ。1万7,900幾らでしたか、1万8,000円弱なんですよ。これを下回っちゃうとまた今度ペケになっちゃうわけだ。失格になっちゃうわけです。

ということを考えますと、何かこれ、非常に落札した業者はやり方を知っていたというか、それで入札というのは、僕、初めてここまで細かく1円まで見せていただいたんですけども、こんな入札というのはあるんですか、一般的に。普通は何十万ぐらいで切っちゃうんじゃないですか。1円単位まで出して入札をしてくるというのは、これは非常に不思議に思うんです。

もう1社あるんですけれども、まあそこはだめになっておるんですけれども、ですから、今回のこの入札、ちょっと名前も変わっておるかわりに、やり方も非常に変わっておるような、そういう印象を受けちゃって、さっきは何か安かろう悪かろうという話をしちゃったんですけれども、そうでもない。数字的にも全然他社の業者とも遜色ない、変わりもないし、逆に言えば、ここは資本からいうと一番小さな会社なんですよ、資本金額が。そういうところがあえて入れてきた。また、細かくここまで1円単位までの数字を出してきたということ自体が、僕、ちょっと腑に落ちんですけれども、その辺はどのように理解をされておるのかお願いいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

お答えいたします。

今回の各4項目ございますが、内訳での。この4項目につきまして、公に知らせた今回の入札についての公告がございます。この公告に調査基準価格と失格判断基準価格の各項目についての数値、10分の6.9だとか、10分の7.5というようなことも全て公告で知らせておりますので、業者はこの最低ぎりぎりの価格を入札書に記入するという結果になったと思います。

以上でございます。

○総務部長 岡村智彦君

ただいま担当課長のほうから説明がございましたが、公告でそれぞれの調査基準価格のあり・なし、失格判断基準のあり・なしというところで項目がございます。

まずは総合評価方式、こちら行って、1円単位まで出してきたというところというものに関しましては、工事に関しては工事の内訳書というものを記載いたしますので、それぞれきちっと最低価格、制限価格も決めてありますので、細かい部分までもきちっと出してきたというところがありますので、そういう部分が見受けられます。

また、今、説明がございましたように、お手元のほうに資料をお配りいたしました失格の判断の材料ということで、まず、それぞれ項目がございますので、調査基準価格をまず設けて、そこに乗じたそれぞれの機器とか、直接工事とか、一般管理とか、それぞれの項目に対して計算をした額、そちらのほうでまず価格を設定して、なおかつ失格の判断というところに関しては、表でいきますと下のほうで4項目ございます。機械の単価、あとは共通仮設費、現場管理費、一般管理費等というものがございますが、こちらやはりこの公告に関して、内容につきましても、愛知県の建設部の低入札価格調査等実施要領というものによっておりますので、こちら愛知県のほうに事前に相談をしてこのような方法で行いたいということで、基準に沿って行っているわけがございますので、こちらのほうがまた項目も厳しく4項目、1つでもひっかかると失格ということになりますので、そちらのほうに該当してしまい、それぞれ何社かは、お金はそう変わらないんですけれども失格だというような経緯

がこちらのほうでおわかりができません。

一番右側に、失格した番号ということで、2番、3番とか1、2、3とかという丸が打ってありますけれども、こちらのほうが失格判断基準の上の表のところの1番、2番、3番、4番と4項目の該当になるところであります。

ですので、まずこちらの、先ほどの判断の基準のところで行きますと、何社か本来は残ったんですけれども、もう1枚のほうのところで行きますと、落札の失格判断の調査に該当するところは3社が該当するということになっておりました。都築から始まって7社の協和エクシオまであるんですが、失格はまず上からの3社が失格になります。西日本電信電話、それから朝日電気工事、こちらのほうが失格の判断調査のところに該当するというので、あと、三愛通信のところは当然落札しておりますので、まずそちらのほうの調査基準になってきます。

あと、下の2社、扶桑と株式会社協和エクシオにつきましては失格と。これが評価値の高いもので決定をしていきますので、なおかつもう一個縛ってある判断基準のところの4項目に該当するというので、3社残っているうちのやはり2社が失格という、1つでもひっかかると失格ということになりますので、三愛通信のほうはなしということになりますので、落札をしたということになります。

こちらのほうも、細かい部分に関しまして、愛知県の建設部のほうへ、事前に低入札調査という方式でこのような方法でやるということも打ち合わせをして聞いております。確認をしておりますので、ご理解ください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。

ちょっとお聞かせ願いたいのは、失格判断基準価格というところで、2枚目の最後のほうでマルとかペケとかついておりますけれども、2番とかの共通仮設費、現場管理費とかありますよね。そこでペケ、マルとかついておりますよね。それも共通仮設費は403万1,500円、これが最低価格ですよということですか、これを見ていくと。

だけれども、よくわからないんだけど、この共通仮設費、例えば西日本電気通信だったら200何万円で自分のところではできるんですよということでしょう、これ。なのに、おまえさんのところは安過ぎるからだめだということだわな。ようわからんな、これ。どうということ。

現場管理費も、現場管理費が本当に高ければいいものじゃなしに、やっぱり大手だったらそういうぐあいに安くもできて、機械のほうでもうけようという判断も成り立つんですよ。そこで失格処分というが、これ、どういう納得をせよと、僕らに。さっぱりわからん、管理費にしても。そんなことがマル・ペケの対象になるというのが。

今、現場では、現場管理とかいうのは大変重要な仕事とされておりますけれども、だけれ

どもそれは能力的にこなせる会社ということで、その価格を安い、高いかというのは、ちょっとどうなの、これ。さっぱりわかりません。

○議長 奥田信宏君

副町長さんに、私がこれをお尋ねするのは非常に変だけれども、実を言うと、今までの入札からこの入札をどうして選んだかがまず一つと、それから、今後もこの入札をこれからずっとやるのかどうかとか、そういう基本的なところを説明していないので、余計わかりにくくなってしまっているのです、どうなっているんですか。ここら辺の話を、先にそれを入れて、戸谷さんの……

(発言する声あり)

それを入れて、今、戸谷さんの言った意見についての質疑は総務部長で結構ですが、教えていただけませんか。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろご議論いただいております。

もともとこれは、先ほど申しましたように、一番基本は公共工事の品質確保の法律ができたことが原因でありまして、それぞれの入札制度が見直しをされてまいりました。基本的には一般競争入札、指名競争入札、制限付入札といろいろな制度をやってまいりましたが、今回、総合評価を導入しましたのが、まず過去には下水道が1件あります。これは工事のほうでございまして、工事のそれぞれの範囲の中で総合評価方式でやった入札制度が1件ありました。

今回、私どもは、特にこの防災行政無線、額も4億円という高い額になりますので、適切な工事をまずやりたいことがありました。いろいろ県下のほうも調べてみますと、やっぱり総合評価型の簡易型をやっておみえになるところもありましたので、その研究に入ったわけです。

その目的は、やっぱり先ほどから議論になっています、じゃ、価格はどうなんだと、価格が一定の価格であれば適正な工事がやれるというのが、先ほどから議論がありました、例えば共通仮設費だとか現場管理費が一定の額がないと、例えば下請業者への圧迫だとかいろんな問題が生じますので、県も基準を設けて、この範囲におさまるのが一番良好な工事が得られるという範囲の基準を設けたのがこの制度でありますので、そういうことを踏まえた上で、今回この制度を導入して、しっかりと細かい基準を設けつつ優良業者にやらせるために入札制度を執行したということがあります。

今後、総合評価型の簡易型につきましては、市町の中でもおいおい導入されると思いますが、まだまだ町村では技術者が不足しておりますので、全面導入ということではなくて、まずは特にデジタル行政無線、ものをつくるもの、そしてそれを設置することです、それをしっかりと品確法に基づきレベルの高いものを導入していただき、しっかりとした設

置をしていただくということがありましたので導入をさせていただきました。

今後におきましては、工事、物件も含めて、この総合評価型も順次導入していくつもりですが、まずはこの防災行政無線についての導入をやらせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 奥田信宏君

戸谷さんの意見について。

戸谷さん、いいですか。

○6番 戸谷裕治君

もう一度いいですか。

先ほどは、この共通仮設とか現場管理とか、副町長がおっしゃったのは、ここで一次下請とか二次下請に負担がかかっていく可能性もあるから、こういう財務をしいたんですよという話です、今、ちらっと聞いた話では。

ですけれども、全般的なことを考えてみると、あまりにも共通仮設が倍も違うとか、これは安くてもできるという判断をしているんだから、それを、どこをマル・ペケにしたのかというのは、この算出基準があって、それだけの話だ。

だから、その辺がわかりにくいもので、全体の工事の、これだったら2億5,000万円前後でみんな一緒になっているもので、ただ、この辺でペケ、ペケというのが出てきて、それで1カ所だけずっとマルがあります。これはどういう情報を入れながらやっているのかわからないけれども、そこの会社が。ぴったり本当に合うようにされているもので、これも不思議だなと思っちゃうもので、総合的な価格ではほとんどどこも変わらないと。

だから、これ、いいのかな。こういうマル・ペケの方法というのは。現場管理とか、管理は大手になると自分のところから生かせば、自分のところで給料を出しているもので、管理費というのは賄えると思ってやる場合もある。そこら辺がちょっと、岡村さん、答えていただけますか。

○総務部長 岡村智彦君

ただいま戸谷議員が言われたとおり、まず大前提として、総合評価方式につきましては、当初にも担当課長が説明しましたが、価格と品質ということで、特に公共工事に関しましては、現在、厳しい財政状況の中で価格競争というものがございまして、低価格での入札がふえているような状況がございます。不良工事の発注とか、また、工事中の事故とか下請業者や労働者へのしわ寄せということもいろいろあると思いますので、品質低下が懸念されるということで、なお、今回のこの防災行政無線に関係するものに関しては、当然品質のよい施工をしていただくということで、そういう施工業者を選定するという内容でございます。

先ほど、範囲内に入って安くできるということもあるんですが、まず、調査基準価格をそ

それぞれの工事に関して率を掛けたものでまず設定をするんですが、この資格判断基準というものが4項目、1つでもひっかかった場合に失格になりますというのは非常に厳しい部分でございますので、これはほとんど公になっている物価本というか、そういう積算をする基準のものに対して積算をしていただければ大体はまるような設計になっております。こちらのほうも、愛知県のほうでも事前に確認をしておりますので。

ただ、それぞれの業者によって、うちはこの現場からはこういう製品がありますからお得に入りますので安くできますよとか、そういういろんな条件がかかってくると思いますが、あくまで判断基準として、それぞれの単価比とか共通仮設費とか一般管理費という部分に関しての率を乗じて基準を設けてございますので、その部分は厳しく縛ってあるということがありますので、1つひっかかるとそこで失格ということになったようなものでございます。

こういう部分のところを総合的にということの方法ということも少し考えられると思いますので、今後、1つ課題として考えていきたいと思います。

以上です。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今、総務部長が言われることはようわかるんですよ。さっき戸谷さんが言ってみえた2番目の共通仮設費ですよ。これ、やっぱりいろいろ会社があって、得意な分野、不得意な分野もあるんですよ。だから、ぐっと抑えるところもあるし、どうしても抑えられない、高く数字を出さなければいかんところもある。

それで、戸谷さんがさっき言われた、一番、この2番です。共通仮設費です。これは、今の落札した業者だけがマルなんです。あとは全部ペケです。ということは全部だめですよ。何をやったってもうだめなんですよ。これで、ここ1番、430万円、この失格判断基準価格とほぼ同額です。ほかのところは400万円以上のところはないもんね。

大体、安くできるのはこういう仮設とか、今の話で現場の管理費です。これを一生懸命やるとコストを抑えられるわけですよ。そこがわかっておるから、各業者はそこで抑えて数字を出してきておるわけですよ。ここだけはへっちゃらな顔をして、いい数字出してきたね。おかしいと思わないか、これ。これは絶対おかしい。これ、全部で4つあるけれども、落札した業者だけ、数字を見てもらえばわかるとおり、判定基準の金額、ほぼ同額で出てきておるじゃないですか。これは、本当にいいのか。絶対にこれは変なことになるんじゃないですか、これ。完璧に漏れているんじゃないの、これ。数字的に。

(発言する声あり)

あるよ、それはそうですよ。それで、頑張ろうとしてみんな勉強するんですよ、どこの企業だって。とりたいものね。頑張ったら首を切られたら、やっとなんね、これ、これから。

入札……やっぱり蟹江というのは、結構今まで下水なんかは見えていればわかる。99、98で

すよ。数字はわかっておるんですよ、大体。今、吉田さんが言われたとおりだ。業者はわかっておるんですよ。大体どういうやつが幾らかかるかわかるから、それなりの数字が出ることもわかっておるんですよ。

だけれども、やっぱり仕事をとりたいたから、みんな頑張って数字を出してきているんだ。ここだけ頑張らないでとってしまったということですよ、これ。こんなことでいいんですか、これ。絶対おかしいと僕は思うんですけども。

○副町長 河瀬広幸君

今、議論されているのが、それぞれ業者の頑張りというのは特にわかります。額も2億数千万円の話できていますので、もともと設定した内容が、やっぱり共通仮設費も現場管理費も一定の額を出さないと良好な工事はできなというのが一番基本になっておまして、その額を設けたのがこの判断基準価格というのがそうなんです。

ですから、例えばあるところでは安くして、あるところでは高く見積もるだとか、総合トータルで請負価格はどうなんだという話が基本になると思うんですが、ただ、そこの中でも4つの項目の中に基準を設けて、その範囲におさまらないと適切な工事が執行できないというような入札方式をとったというのが事実でありますので、それぞれ皆さんはそれぞれの分野で努力されたと思いますが、結果としては総額、そして個々の額につきましても適正な工事ができると判断いたしましたので、落札としたということでございます。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田です。

すみません、ちょっと教えていただきたいところが2点あるんですけども、この資料の一番下のところの①の直接工事費と③の間接管理費、どの項目が入っているか、すみません、わからないんですけども、例えばこの直接工事費というのは、自社の従業員が多ければここがふえるというということなんですか。自社の社員が少なくて外注に出すというのが③番ふえるということなんですか。

例えば西日本電信電話さんに関しては、資本金がすごく多いものですから、多分自社の社員が多いんじゃないかなと思うんです。そうすると、やっぱり直接工事費、自社で賄って内製化してやっているんじゃないかなという、数字だけ見ると想像がつくんですけども、そうするとここがふえるし、外注されて少なければ③番が減ると思うんですけども、そのあたりというは、ここに出ている失格判断基準だけ見ると、法人のやり方によってはすごく不利、有利が出るんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えなのか教えていただきたいのと、あと、業者の選定調書2ページですけども、入札を落とされたところの自己資本金も少なくて、経審の点数も低いですよ。経審の点数自体の出し方もいろいろあるんですけども、例えば技術者が多ければ多いほど点数も当然多いわけですから、ある種、一定の技術力があるという見方もこの経審の点数でもできると思うんですけども、

ここの3番の業者は、やっぱり資本金も一番少なく、経審の点数も下から2番目ということになっていますので、そのあたりの、要は家の中にいてきちんと聞こえればいいものですか、その辺のきちんとした品質というか、技術力というか、そういうものの担保もどのようになっているかだけ教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

経審の点数についてお答えいたします。

今回の入札参加の資格といたしまして、経審の電気通信工事部門で1,000点以上という入札参加の資格を定めました。

この1,000点という数字につきましては、他の自治体等で見ますと800点以上とか結構あります。今回、蟹江町の場合は、よりハードルを高く、よりよいものをつくるという観点で、1,000点以上ということにいたしましたので、1,000点の中で多少ばらつきはありますが、十分な資格だと判断いたしました。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

それでは、してありませんでした追加日程第13 議案第34号、今、質疑はしてもらっていますが、「蟹江町同報系防災行政無線等整備工事請負契約の締結について」を、今、議題としております。精読になっておりましたので、質疑中です。引き続きどうぞ。

○3番 飯田雅広君

直接工事費と間接工事費のやつはどうなっていますか。

○安心安全課長 高塚克己君

直接工事費に関しましては、まず、材料費だとか労務費、輸送費等々に係る費用が直接工事費に分類されると思っております。

そして、続きまして、現場管理費につきましても、その従業員の給料、手当、通信費、保険料、事務用費等々がその経費に含まれると考えております。

(発言する声あり)

ですので、先ほど飯田議員がおっしゃったとおり、社員の数というののもかなりこういったところに反映されるものだと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

①にも③にも賃金が入っているということだと、振り方によって数字が変わってくるということでもいいんでしょうか。

○総務部長 岡村智彦君

それぞれ工事の設計書というものがもう公になっておりますので、その中にまた内訳のところで、直接工事費に関してはA、B、C、Dとかそれぞれありまして、代替機器の部分と

か、あと共通仮設費については何だというのがきちっと内訳の明細がありますので、それぞれの計算をきちっとしていただくということですので、そこの企業が有利だとかいろんなことがあるかもしれませんが、あくまで計算自体はこの設計書に内訳を記載して入札をしていただきますので、それは皆、同じような計算をするということでご理解ください。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

皆さん、いろいろ聞いてくれたんですけども、ちょっと普通の一般的な競争入札だと、落札が合わなかったら再入札があるんですけども、今回この資格判断基準価格、4項目あって、どれか1個でも判断基準を下回るとバツがついて、最終的にだめになる、失格ということは理解したとしても、そうするとこの落札業者で、4つともマルで最後に総合でマルですよということで、仮に失格判断基準価格が全社とも下回った場合というのは、これはどうなっていくんですか。

○安心安全課長 高塚克己君

全社とも失格判断基準を下回った場合につきましては、入札の不調となります。

以上でございます。

○総務部長 岡村智彦君

全て失格という格好になりますので、再入札をする格好になります。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので……

(「議長、ちょっとすみません」の声あり)

○2番 板倉浩幸君

最初のほうで安藤議員が聞いた、住民の方に本当に聞こえるのか、聞こえないかの最後のほうで、テストをしてやると言っていたんですけども、それというのはどういう……もうちょっと詳しく、業者が事前に工事をする前にテストをやるのか。じゃ、テストをやったためだったらどうなっていくのか。その辺、ちょっと……本当にテストをやるのかちょっと教えていただきたい。

○議長 奥田信宏君

安藤議員が言っておりますことの続きですが。

○副町長 河瀬広幸君

これは、前の協議会でもご説明しましたように、まず、基本的に行政無線、屋外無線は、家を閉め切っておればこれは聞こえません。これはもう皆さんご存じだと思います。これを解決しようとする、戸別ラジオを中に入れて、直接聞かないとこれは無理だと思います。

す。それは多分皆さんもご存じだと思います。

あとはエリアの問題でありますけれども、エリアを少し見直しまして、今までですと大体既設の設備で47%ぐらいしかカバーできなかったものを、今回は蟹江町のエリアでほぼ80%が住民の住むところ、20%が川でございましたので、今回、行政無線のデジタル化をしますと、行政のカバー率が79.5%ですから、ほぼこの全域、住域、住民の住むところはクリアできるというような検証をもって今回導入に踏み切ったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

テストというのは。

○副町長 河瀬広幸君

当然これは機械も設置してテストも繰り返し、その性能を確かめつつやりますので、それはもう当然のごとく試験放送もやるでしょうし、これから工事をやっていく段階において、きちんと順序を踏んでやっていきたいと思っております。

○議長 奥田信宏君

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時16分)